

京都市職員安全衛生規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第70号

京都市職員安全衛生規則の一部を改正する規則

京都市職員安全衛生規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「看護短期大学」を「当該事業所以外の事業所その他これに準じるもののうち局等の長が必要と認めるもの」に改め、同条第2項中「(看護短期大学にあつては、事務長。以下同じ。)」を削り、同条第3項を削る。

第6条第2項中「行財政局人事部長」を「行財政局人材育成推進室長」に改める。

第35条中「行財政局人事部給与安全衛生課」を「行財政局人材育成推進室」に改める。

第39条第2項前段中「行財政局人事部長」を「行財政局人材育成推進室長」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与安全衛生課)